税務署だより

消費税

知っていますか？インボイス制度

適格請求書発行事業者の登録申請を受付中！

＼登録を予定されている方／

もう始まってます！

多くの事業者の方が登録申請をされてます！

早めの登録を受けることで、取引先へのお知らせがスムーズに！

- 令和５年10月１日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。
- インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。
- 登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。

登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！

- ☑ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！

個人事業者の方はスマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

国税庁（法人番号 7000012050002）　（令和３年12月）

インボイス制度が始まったらどう変わるの？

インボイス制度説明会
申込受付中！

その疑問にお答えします！

オンライン説明会を開催中!

職員が制度の説明をいたします。
毎週開催！随時、申込受付中！質問もチャットで受付！

全国の国税局・税務署でも説明会を開催！

オンラインが苦手な方も安心！
各国税局HP又は最寄りの税務署までお問合せください。
※各国税局HP内の「税に関する情報」のインボイス制度説明会をご参照ください。

説明会に関する情報

説明会に参加できない方は、動画で確認！

スマートフォンやパソコンから過去の説明会の動画をご覧いただけます。

インボイス制度について詳しく知りたい

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要、Q&Aや申請手続に関する情報を掲載しています。

※インボイス制度に関する申請書等を書面で提出される場合は、「インボイス制度特設サイト」から所轄のインボイス登録センターを確認し、送付してください。

インボイス制度特設サイト

インボイス制度についての一般的なお問い合わせ

軽減・インボイスコールセンター　電話番号　0120 - 205 - 553（無料）
受付時間　9:00 ～17:00（土日祝除く）

国税庁（法人番号 7000012050002）　（令和３年12月）

国税の 簡単！便利な！ 国税庁

キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

1 ダイレクト納付

こんな方におススメ！
e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続をされている方

さらに詳しい情報はこちら

ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

納付方法 パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。

事前手続 e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。

2 振替納税

こんな方におススメ！
申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要のある方

さらに詳しい情報はこちら

振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

納付方法 預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。

事前手続 初回のみ振替依頼書の提出が必要です。
※ e-Taxによる提出が可能です。

3 インターネットバンキング等

さらに詳しい情報はこちら

納付方法 インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。

事前手続 インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー（https://www.pay-easy.jp/）」でご確認ください。

4 クレジットカード納付

さらに詳しい情報はこちら

納付方法 「国税クレジットカードお支払サイト（https://kokuzei.noufu.jp）」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は国の収入になるものではありません）。

振替納税、ダイレクト納付の申込みがオンライン(e-Tax)でできます！（注）個人の方に限ります。

国税の振替納税、ダイレクト納付を利用する場合には、事前に税務署又は金融機関に書面で依頼書を提出する必要がありましたが、令和３年１月からオンライン（e-Tax）で提出できます。

振替納税、ダイレクト納付の申込みの手順

STEP 01　ｅ－Ｔａｘにログイン

（1）ｅ－Ｔａｘを初めて利用される方は、ｅ－Ｔａｘの利用開始届出書をオンラインで提出してください（利用者識別番号が即時発行されます。）。

STEP 02　振替口座の情報を入力

（1）ｅ－Ｔａｘでご自身の氏名、住所、税務署名及び口座名義を入力します。
（2）ご利用の金融機関を選択し、金融機関のサイトで必要な情報を入力します。

STEP 03　「提出」ボタンを押して送信

（1）送信する前に、画面に表示された情報を確認してください。
（2）受信通知がメッセージボックスに格納されますので、必ずご確認ください。

振替納税、ダイレクト納付のオンライン申込みのメリット

- 金融機関又は税務署に書面での提出が不要！
- 振替依頼書又はダイレクト納付利用届出書の記載が不要！
- 金融機関届出印の押印が不要！
- 電子証明書が不要！

利用できる金融機関

オンライン提出が利用できる金融機関については、国税庁ホームページにある
「オンライン提出利用可能金融機関一覧（振替納税）」
「オンライン提出利用可能金融機関一覧（ダイレクト納付）」
をご確認ください。

オンライン提出利用可能金融機関一覧（振替納税）▶

オンライン提出利用可能金融機関一覧（ダイレクト納付）▶

法人の方はこちらをご覧ください。

法人の方がダイレクト納付の申込みをする場合には、書面で提出する必要がありますので、「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」（ｐ３）をご利用ください。なお、記載要領については、国税庁ホームページ内「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。

ダイレクト納付の手続 ▶

電子納税届出書記載要領 ▶

切り取り線で
切りはなして
提出してください

法人番号	

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

国税ダイレクト方式電子納税依頼書
兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

令和　　年　　月　　日提出

税務署長　あて

氏名（法人名及び代表者氏名）

私（当社）は、国税について、電子納税（ダイレクト方式）を利用することとしたいので届け出ます。
なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私（当社）に代わって電子納税（ダイレクト方式）手続の実行をできるよう、あわせて届け出ます。

取扱金融機関　御中

私（当社）は、国税の納付を電子納税（ダイレクト方式）により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

1　指定預貯金口座

住　所 （所在地）	（〒　　－　　）電話　（　　） （申告納税地）	（金融機関お届け印）
氏　名 （法人名及び代表者氏名）	（フリガナ）	印影が不鮮明な場合には、こちらにも押印してください。
指定金融機関	銀　行・信用金庫 労働金庫・農　協 信用組合・漁　協	本　店・支　店 本　所・支　所 出張所
預金種別	1　普通　2　当座　3　納税準備	口座番号（ゆうちょ銀行以外）
ゆうちょ銀行	記号番号　　－	

2　振替日時：納付情報送付日時
3　利用開始日：ダイレクト方式電子納税（ダイレクト納付）登録完了通知の受信日以降

税務署整理欄

（不備事由）
1　金融機関番号エラー　　4　口座情報不完全
2　整理番号等未登録　　5　その他
3　重複入力　　（　　）

入　力	訂正入力	送　付	登　録

金融機関番号	
整理番号	

約　　定

一　国税庁の電子情報処理組織を使用して私（当社）名義の国税の納付に必要な情報（以下「納付情報」という。）が送付されたときは、私（当社）に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。
二　前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
三　指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私（当社）に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。
四　この契約は、貴店（組合）が相当の事由により必要と認めた場合には私（当社）に通知されることなく解除されても異議はありません。
五　この契約を解除する場合には、私（当社）から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。
六　この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店（組合）の責によるものを除き、貴店（組合）には迷惑をかけません。

金融機関整理欄

（不備返却事由）
A　印鑑相違　　F　住所相違
B　印鑑不鮮明　　G　支店名相違
C　口座番号相違　　H　その他
D　口座該当なし　　（　　）
E　名義人相違
（備考）

受　付　印	印鑑照合	検　　印

（口座識別番号）

（認証番号）

納付手続の特徴一覧

納付手段	便利に利用できる方	納付手続に必要なもの	利用可能税目	利用可能金額
ダイレクト納付	・e-Taxで申告をされている方 ・源泉所得税の毎月納付など、頻繁に納付手続きをされる方 ・日付を指定して納付されたい方	・e-Tax利用開始届出書の提出 ・ダイレクト納付利用届出書の提出	・全ての税目 ※納付手続方法により利用できない税目あり	・金融機関により異なる
振替納税	・申告所得税や消費税（個人）の確定申告書を毎年提出する必要のある方	・振替依頼書の提出	・申告所得税 ・消費税（個人）	・制限なし
インターネットバンキング等	・e-Taxで申告をされている方 ・インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用されている方	・e-Tax利用開始届出書の提出 ・インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約	・全ての税目 ※納付手続方法により利用できない税目あり	・金融機関により異なる
クレジットカード納付	・クレジットカードを利用されている方 ・インターネットに接続できるPC・スマホ等をお持ちの方	・クレジットカード ※納付税額に応じた決済手数料あり	・全ての税目 ※印紙を貼りつけて納付する場合等、利用できない税目あり	・1,000万円未満かつカード利用可能範囲内

地方税より納付方法のご案内

○「地方税共通納税システム」から、次の税金が利用できます。
①法人都道府県民税 ②法人事業税 ③地方法人特別税 ④法人市町村民税⑤事業所税 ⑥個人住民税（特別徴収分、退職所得分）。
詳しくはeLTAXホームページ（https://www.eltax.lta.go.jp）をご覧ください。

※国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ手続が必要となります。
なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

利用可能時間

電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）24時間
（注）休祝日の登録曜日は8時30分から利用開始となります。
毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

e-Taxホームページ https://www.e-tax.nta.go.jp　イータックス　検索

利用開始の手続き、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）に関する最新の情報については、e-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Tax ソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。
ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和3年9月

熊本県県央広域本部・熊本市だより

自動車税種別割についてのお知らせ

「自動車税」の正式名称は、令和元年（2019 年）10 月 1 日から、「自動車税種別割」に変更されました。

【自動車税種別割の納付は5月31日（火）までに】

自動車税種別割の納税通知書を４月下旬に発送予定です。

納期限の5月31日（火）までに、お近くの金融機関やコンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリ、熊本県の各広域本部、各地域振興局（但し、鹿本については山鹿市役所内）、自動車税事務所で納めていただきますようお願いします。

【環境への配慮から自動車税種別割の税額が増減されます】

環境への配慮から、環境負荷の小さい自動車は、自動車税種別割が軽減（新車新規登録の翌年度１年間）され、環境負荷の大きい自動車は重課（上乗せ）となっています。

＊令和４年度（2022 年度）に重課（上乗せ）となる自動車

新車新規登録後、一定期間（ガソリン車・LPG 車で 13 年〈新規登録が平成 21 年(2009 年)3 月 31 日以前〉、ディーゼル車で 11 年〈新規登録が平成 23 年(2011 年)3 月 31 日以前〉）を経過した環境負荷の大きい自動車は、約１５％（大型バス等は約１０％）の重課（上乗せ）になります。

【スマートフォンでいつでもどこでも納付が可能です】

スマートフォン決済アプリを使って、納付書のバーコードを読み込み、インターネットバンキングや電子マネー、クレジットカード決済により納付ができます。詳しくは、県のホームページをご覧になるか、以下へお問い合わせください。

【使えるスマホアプリ】モバイルレジ、PayB、LINE Pay、PayPay、auPAY、ｄ払い、J-Coin

【お問い合わせ先】

※熊本県県央広域本部　収税第一課・第二課

（熊本県庁新館1F）　電話　096－333－3210（代表）

〈所管区域〉熊本市、宇土市、宇城市、下益城郡及び上益城郡

（お知らせ）熊本県県央広域本部税務部は令和元年（2019 年）11 月 5 日、熊本総合庁舎から熊本県庁新館1Fに移転しました。

※熊本県自動車税事務所

電話　096－368－4020（代表）

（注）軽自動車税種別割については、お住まいの各市町村へお問合せ下さい。

熊本市からのお知らせ

令和4年度固定資産税・都市計画税の縦覧、閲覧を始めます

	閲　覧	縦　覧
期間	4月1日～年間を通して　※土・日、祝日は除く	4月1日～5月31日　※土・日、祝日は除く
場所	市役所固定資産税課、区役所税務室	市役所固定資産税課、区役所税務室
対象	・固定資産税の納税義務者　・代理人 ・納税管理人　・借地人、借家人 ・固定資産を処分する権利を有する方（納税義務者ではない所有者など）	・固定資産税の納税者（納税義務者の中で固定資産税が課されている方） ・代理人 ・納税管理人
必要なもの	・納税（義務）者、納税管理人・・・本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など） ・法人・・・法人の実印、窓口に来る方の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など） ※法人の実印が持ち出せない場合は、委任状に押印して提出してください。 ・代理人・・・委任状、本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など） ・借地人、借家人など・・・賃貸契約書および賃借料の領収書、本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など） ・固定資産税を処分する権利を有する方・・・処分の権利があることを証明する書類、本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）	
手数料	1件　400円 ※縦覧期間中は納税義務者と代理人のみ無料	無料

※閲覧・・・自己の資産について、固定資産課税台帳に登録された内容を確認できる制度
※縦覧・・・自己の所有する資産と、縦覧帳簿に記載されているほかの土地・家屋の評価額を比較できる制度（※お持ちの資産が所在する区内のみ縦覧可）

詳しくは固定資産税課（☎328－2195）へ

軽自動車税（種別割）納税通知書を送付します

4月1日時点でバイクや軽自動車など所有している方に対し、軽自動車税（種別割）の納税通知書を5月初旬に送付します。納税通知書に記載されている金融機関などで納付期限の5月31日（火）までに納めてください。

廃車、名義変更（譲渡）、住所変更などの手続きについて

手続き場所	対象となる手続き
市民税課、各区役所税務室、総合出張所	・原動機付自転車（総排気量125cc以下、50cc以下三輪） ・小型特殊自動車（農耕用、その他）
軽自動車検査協会熊本事務所 （☎050-3816-1758）	・三輪　・四輪貨物（営業用、自家用） ・四輪乗用（営業用、自家用）
熊本運輸支局 （☎050-5540-2086）	・二輪の軽自動車（125ccを超え250cc以下） ・小型自動二輪（250ccを超えるもの）

障がいのある方などの減免について

ご相談や申請については、納税通知書到達から5月31日（火）までに市民税課、各区役所税務室へ

詳しくは市民税課（☎328－2181）
または熊本市HPへ

HPはこちらから➡

押さえます。

すると「お客さんに喜ばれる」となります。

③目標を定める

要所をベースに、置かれている状況を勘案し的を絞ります。そうして目標を定めます。

すると「お年寄りに喜ばれる」となります。

④ヒントをつかむ

目標を定めたらアイデアを出します。アイデアを出すには状況や声などヒントが必要です。

そこで、例えば「年を取ると料理を作るのが面倒だ」というお年寄りの声をヒントにします。

⑤アイデアを出す

ヒントをつかむと、イメージが広がりアイデアが出ます。

例えば、「簡単に調理できるよう薬物の下ゆでをする」となります。

実際、ホウレンソウなどの下ゆでをすることで、お年寄りに喜ばれ、売上アップに寄与しました。グッドアイデアです。

以上、「進む発想法」の5つのステップをまとめると、「①テーマ→②要所→③目標→④ヒント→⑤アイデア」となります。

この中で核となるステップが「②要所」です。

「どうするか」と思いつきの発想をするのではなく、「何が大事か」と要所を押さえて発想を進めることで、グッドアイデアが出ます。前に進みます。

以上のように、要所を押さえて発想を進めることが重要です。

ところが、多くの人は「売上を増やす」→「どうするか」→「PRをする」と、思いつきの発想をしています。

常識や従来の発想にとらわれています。考え方・やり方がマンネリ化しています。

だから、全国至る所で商店が次々とシャッターを降ろしているのです。

一方、先の八百屋さんのように、元気に続けている商店は要所をしっかり押さえ、お客さんに喜ばれる商品やサービスを提供しています。

「進む発想法」を自ら体感

元気に続けていると言えば、恐縮ながら私自身のことです。

独立・開業して20年続けている人は100人に一人か二人という厳しい状況の中、これといった能力のない私がアイデア発想法の講師を30年以上元気に続けているのは、進む発想（要所を押さえた発想）をしてきたお陰です。

私は今は出張講座がメインですが、独立した当初は公開講座を開いていました。

受講者を集めるべく、せっせとPRをしました。

しかし、常識や従来の発想にとらわれた的外れのことをしても、受講者は2～3人しか集まりません。大きな壁にぶつかりました。

いよいよ切羽詰まり、要所を押さえた発想をすることの重要性に気づきました。

そこで、「受講者の発想力を向上させる」と要所を押さえ、「受講者が発想法を着実に身につける」と目標を定めました。

そして、受講者の声をヒントに、講座のテキストとワークシートを一つにまとめた小冊子を開発しました。

その名も「STEP」。

ステップ（手順）に沿って書いていけばアイデアが出る、すぐれものです。

講座で使うと好評だったので、一般に販売しました。

産業紙などで案内すると、2千件以上の問合せと7百件以上の申込みがありました。我ながらグッドアイデアです。

これらの人はアイデア発想に関心を持っています。いわば、見込み客です。

そこで、公開講座の案内を出すと反応がよく、安定的に受講者が集まるようになりました。

もし、常識や従来の発想にとらわれたまま、PR活動を続けていたら、間違いなく独立は挫折していました。今思い返しても身震いがします。

常識的に「受講者を集める」のではなく、「受講者の発想力を向上させる」と要所を押さえることで前に進んだのです。

このような体験から、常識や従来の発想にとらわれず、要所を押さえた発想をすることこそ、アイデア発想ひいてはビジネス発展のカギだと実感しました。

かくして、「進む発想法」が生まれました。

そして、講座の受講者が「進む発想法」を身につけ、「ヒット商品の創出」「過去最高の売上」「画期的な新技術の開発」「大幅な効率アップ」など、数多くのグッドアイデア、そして優れた成果を出しています。

報告を受けた分だけでも、6千件以上の成果事例があります。

要所を押さえた発想をすれば、誰でもグッドアイデアを出すことができるのです。

変化の時代の今こそ、「進む発想」をする必要があります。

あなたも「何が大事か」と、要所を押さえて発想を進めてください。

まず、次の問題を考えてください。

ある八百屋さんのことです。売上が低迷しています。売上を増やすいいアイデアはないでしょうか

変化の時代 そこで 進む発想！

創造システム研究所　さとう秀徳

世の中に目を向けると、IT化やAI化の進展、働き方改革の推進、さらにはコロナの感染拡大など大きく変化しています。

「100年に一度の大変革の時代に入った」「5年後には今ある事業の半分はなくなる」と言われています。まさに、変化の時代です。

常識や従来の発想は通用しません。変化に的確に対応する必要があります。

ところが、多くの人は固定化・マンネリ化した発想をしています。

だから、「アイデアが出ない」「成果が上がらない」となるのです。

そこで「進む発想」をします。常識や従来の発想にとらわれず、的を射た発想をします。

すると、グッドアイデアが出ます。そして、成果を上げ前に進みます。

では、「進む発想」とはどんな発想なのか、以下、見ていきましょう。

的を射た発想とは

わたしたちは仕事でテーマ（問題・課題）を抱えています。

例えば、「売上アップ」「技術開発」「経費の節減」「業務の効率化」といったテーマです。

このようなテーマがあるとき、通常は思いつきで「どうするか」とアイデア（方法・手段）を考えています。

しかし、ありきたりの（常識的な、マンネリ化した）アイデアしか出ません。

例えば「売上を増やす」というテーマがあるとき、「売上を増やす」→「どうするか」→「PRをする」というようにです。

しかし、チラシをまくなど、ありきたりのPRをしても、思うように売れません。売れても一時的です。

このような常識や従来の発想にとらわれた的外れの発想をするのではなく、的を射た発想をします。

つまり、要所を押さえた発想をします。

要所（大事な所）を押さえて、発想を進めることで、的を射たグッドアイデアが出ます。

要所を押さえるために、「何が大事か」と問います。

すると、「売上を増やす」→「何が大事か」→「お客さんに喜ばれる」となります。

これぞ要所、大事な所です。

要所を押さえたら、的を絞ります。

先の八百屋さんの場合、例えば、店の周辺で高齢化が進んでいるなら、「お年寄りに喜ばれる」と的を絞ります。

そして、お年寄りに喜ばれるアイデアをさまざま考え、商品やサービスにして提供します。

例えば、「簡単に調理できるよう葉物の下ゆでをする」「お年寄り向けの野菜の惣菜を取り揃える」、さらには「災害時などに一人暮らしの老人の安否確認を行なう」などです。

実際、このような商品やサービスを提供することで、お年寄りに喜ばれ、売上が大きくアップした事例があります。

高齢化という時代の変化に的確に対応したわけです。

以上のように思いつきのとらわれた発想をするのではなく、「お客さんに喜ばれる」と要所を押さえた上で、「お年寄りに喜ばれる」というように的を絞って発想を進めることで、グッドアイデア（喜ばれる商品やサービス）を生み出すことができます。

そして売上が増えます。前に進みます。前に進むので進む発想です。その手法が進む発想法です。

「進む発想法」は5つのステップで

「進む発想法」は、ペンを手に以下の5つのステップを踏んで進めます。

①テーマを提起する

「売上を増やす」というテーマ（問題・課題）があるなら放置していないで、「売上を増やす」とテーマを提起します。取り上げます。

②要所を押さえる

テーマを提起したら「何が大事か」と問い、要所を

事務局だより

1　新規加入法人

ご加入いただき有り難うございました。　（R3.12.1～R4.2.28　21社）　敬称略

法人名	所在地	代表者名	業　種	支部
㈲アクティブエイジング研究所　小山内科クリニック	中央区城東町	小山　和作	医業	城東第１
㈱力光	中央区下通	藏座　武士	ビル管理業	城東第２
㈱祥菊	中央区細工町	富田　祥恵	小売業	五福
ａｎｄ．Ｋ㈱	西区春日	木村　圭吾	不動産業	春日
㈲佐藤管工技研	北区楡木	佐藤　末秋	建設業（配管工事）	清水
㈱フォレスト管理	北区楡木	森　茂	不動産、賃貸業	清水
㈱クロスシード	西区花園	古川　遼	サービス業（不動産コンサルタント）	花園
㈲荒木建装	北区山室	荒木　良徳	建設業（塗装工事）	高平台
㈱ゼネラル	南区富合町	藤澤　貢	自動車販売	富合
洛陽㈱　熊本支店	中央区新屋敷	榎　祐介	保険代理店業	新屋敷
㈱オムソリ	南区御幸笛田	小郷　由香	サービス業（福祉）	御幸
㈱原田興産　熊本支店	東区八反田	原田　秀樹	建設資材販売業	保田窪
原田コンクリート㈱　熊本工場	東区八反田	原田　秀樹	建築業（製造）	保田窪
(一社)国際フローティングヨガ協会	中央区出水	相馬　瞳	サービス業（ヨガスクール育成）	江津・出水
サンクステラス㈱	東区東野	山本　誠司	警備業	若葉・泉ヶ丘
グリーンローズ㈱	東区長嶺西	寺岡　一英	小売業（医療品・美容関係）	長嶺１
㈱トラストアーク	東区御領	土田　晃寿	建設業（防水）	御領
㈲田端商事	東区戸島	本田　博士	資材販売業	小山・戸島
㈱甲斐圧送	東区戸島	甲斐　紘臣	建設業	小山・戸島
㈱熊本ガードサービス	益城町広崎	内藤　悟	警備業	益城町
皇栄テクノ㈱	嘉島町下仲間	河津　皇武	電気設備工事業	嘉島町

会員加入の５つのメリット

１．税知識の取得

（1）本部及び支部等主催の税務研修会へ参加して税知識が習得できる。

（2）新設法人説明会へ参加して法人に関する税知識が習得できる。

２．情報の吸収

（1）毎月第三木曜日に開催しているセミナーで、税務・会計、経営・労務、経済・一般教養の分野から企業運営に役立つ情報が得られる。

（2）会員間の交流を通じて、異業種の情報が得られるほか、人脈が構築できる。

３．社員教育の充実

（1）新入社員を対象とした合同入社式、研修会に参加して基本的マナーが習得できる。

（2）簿記3級取得のための受講料の一部助成が受けられる。

４．福利厚生の充実

（1）「経営者大型総合保障制度」や「ビジネスガード」等は、会員でないと契約できない。

（2）制度保険商品は、団体扱いであり、保険料の割引特典がある。

（3）任意の地震保険加入については、一般と比較すると会員料率が低く、保険料が割安である。

（4）法人会と提携したホテルで結婚式・披露宴を挙げる場合は、割引が受けられる。

５．社会貢献活動への参加

（1）社会貢献活動に参加することで、企業の社会的評価が高まるだけでなく、社員教育にも繋がる。

2　令和４年度　主要事業計画

月　日	行事名	場所
４月 6日（水）	新入社員合同入社式	オンラインコミュニケーション
４月 6日（水）	新入社員合同研修会	オンラインコミュニケーション
４月22日（金）	令和４年度　第１回　理事会	ANAクラウンプラザホテル熊本ニュースカイ
４月22日（金）	（県連）令和４年度　第１回理事会	ANAクラウンプラザホテル熊本ニュースカイ
６月 3日（金）	第９回　通常総会（令和４年度第２回理事会）	ホテル日航熊本
６月23日（木）	(県連)第10回 通常総会(令和４年度第２回理事会)	熊本ホテルキャッスル

3　会費請求のお知らせと納入のお願い

法人会は、会員企業の皆さまからの「会費」によって運営されております。令和４年度の会費請求は、振込み扱いが４月下旬～５月上旬、口座振替扱いが５月16日（月）の予定です。会費の期限内納入のご協力をお願いいたします。

会費の振込み扱いは、お忙しい会員の皆さまの手を煩わせますので、この機会に、是非、便利な「口座振替」のご検討をよろしくお願いいたします。詳しくは、お気軽に事務局まで、ご連絡ください。

4　住所変更などの変更届の提出のお願い

会員企業の皆さまに会報や税情報等が速やかに届くように、法人の代表者、住所、電話・FAX番号などが変更になった場合は、変更届の提出をお願いいたします。

変更届は、会報を封入した「封筒の裏面」に設けていますので、ご利用ください。また、事務局から変更届をFAXもいたしますので、ご連絡ください。

5　木曜教室のお知らせ

今が旬の経済や社会情勢に沿った税務・会計、経営・労務、経済・一般教養の３つ分野から各種テーマを設け、実践セミナーを開講しています。

受講者層は、経営者から実務担当の方々までと幅広く、多彩な講師陣の分かり易い解説が好評で、受講された方々から毎回高い評価を受けています。

令和４年４月以降におきましても、さらにパワーアップした実践セミナーを展開する予定でおりますので、多数のご参加をお待ちしております。

実務セミナー開催計画

月日	曜	テーマ	講師（敬称略）
４月14日	木	給与計算実務と社会保険手続きの進め方講座	竹山　　文
５月19日	木	社会人になって支払う「税金と社会保険料」	星　　叡
６月16日	木	ビジネスの基本とコミュケーション力	中山　　佳子
７月21日	木	やさしくわかる　総務・庶務の基本・実務	松本　　健吾
８月18日	木	税務調査への対応と基礎知識	木村　　聡子
９月15日	木	決算書の使い方基礎講座	石島　　慎二郎

第13回 税に関する　絵はがきコンクール

熊本法人会　最優秀賞

城西小学校６年　樋口　一花さん

作品展開催のお知らせ

●開催期間　令和４年３月25日（金）～４月10日（日）
●開催場所　鶴屋百貨店地下２階連絡通路

国税電子申告・納税システム
e-Tax
電子申告で効率UP!
「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です！
e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。
※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが！
添付書類の提出省略
還付がスピーディー

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。
法人会
ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。
イータックス　検索
www.e-tax.nta.go.jp